

法学部 国際関係法学科 (※2026年度より適用)

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシー		カリキュラム・ポリシー(編成方針)	
共通科目(全学統一)	A-1	幅広い学問領域の基本的な概念や理論を修得し、教養としての知識・技能を身に付けることで、社会事象を多面的に理解することができる。	主に人文科学、社会科学および自然科学の各分野を中心とした、学問の基本的な概念や理論を修得するための科目を、選択必修として1年次から配置する。
	B-1	学びや研究の基盤となる思考力・判断力・表現力等を獲得し、幅広い領域に活用することができる。	リテラシー領域を設け、学びと研究の基盤となる思考力・判断力・表現力を修得するための科目を、必修および選択必修として1年次および2年次を中心に配置する。
	C-1	修得した資質・能力を主体的に活用し、多様な人々と協働しながら実際の課題に取り組み、創造的に課題解決に向かうことができる。	実習、演習、インターンシップ、ボランティアなどを中心とした、創造的に思考する力や他者と協働する力を修得するための基礎から発展への科目を、1年次から段階的に配置する。
	D-1	社会的課題やそれに対する学習・研究を通して、我々の生き方の指針を深く考え、自律的に真理を探究し続けることができる。	ライフデザイン領域を設け、生き方の指針および学び続ける態度を修得するための科目を、必修および選択必修として1年次および2年次を中心に配置する。
専攻科目	A-2	過去を踏まえて国際社会の実情を把握し、それと関連する国際関係法学の基礎的な概念および理論を適切に認識することができる。	国際関係法学全体の基礎およびその根幹をなす現代社会の実情を把握・認識する導入科目を1年次に配当し、それを前提として法学の中核となる専門的知識を理解するための国際関係法学・政治学・法学の基本科目を1～3年次に配置する。
	A-3	国際社会の実情に向き合うために、国際関係法学の基礎的な概念および理論を精確に理解することができる。	
	B-2	国際関係法学の基礎的な概念および理論を国際社会の実情に応用し、その結果を明確に提示することができる。	
	B-3	国際関係法学の発展的な概念および理論を幅広く学び、国際社会の実情を複数の視点から分析することができる。	国際関係法学の高度な知識を修得し、それをを用いた法的思考・法的解釈を提示するための国際関係法学・政治学の発展科目および専門演習(演習・実務関連科目)を2～3年次にかけて配置し、国内外の社会の実情を理解し、法的思考・法的解釈を異なる視点から比較するための法律科目を2年次に配置する。
	C-2	変容する国際社会の諸現象に関する課題を発見し、国際関係法学のみにとらわれない広い視野と批判的見地から評価することができる。	国際関係法学の概念・理論を前提として、2～4年に先端的な法的問題を理解・解決する力を身につける国際関係法学・政治学の発展科目および専門演習(演習・実務関連科目)を配置し、この問題の理解・解決を諸外国の法制度や政治など幅広い見地から行うための法律科目を2～3年次に配置する。
	C-3	変容する国際社会の諸現象の課題を解決するため、あるべき国際社会を展望して新たな秩序を形成することへ、国際関係法学のみにとらわれない広い視野から能動的に参与することができる。	
	D-2	人権・憲法意識と倫理観を備え、公平・公正な観点から国際社会における多様性を受容し、国際社会の諸現象に敏感に反応することができる。	法的問題解決力を身に付けるための発展法律科目を2年次及び3年次を中心に配置し、法的な議論を行うことができる力を身に付けるための演習・実務関連科目を1年次より配置する。
	D-3	国際社会を基礎づける多種多様な価値観に基づき、独立した個人として自ら進んで学ぶ高い意欲を身に付け、積極的に市民社会を担うことができる。	

【ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの各カテゴリー】

- A:知識・技能
- B:思考力・判断力・表現力等
- C:総合的な学修経験・創造性
- D:態度・志向性

カリキュラム・ポリシー(実施方針)

①国際関係法学分野の教育課程の編成をふまえ配置された各授業の内容に応じ、知識の理解を目的とする教育内容については、講義形式を中心とした授業形態を採るとともに、態度・志向性及び技能の習得を目的とする教育内容については、演習形式による授業形態を採ることとし、理論的な知識や技能を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容については、実習形式や実践形式を交えた授業形態を採る。

②演習・実務関連科目を中心に、専門学智と批判的思考力を体得するための双方向的少人数ゼミナール形式の教育を行う。

1. 求める学生像

国際関係法学科は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備え、かつ、大学での学修に必要な基礎学力を有している者を求める。

〔知識・技能〕

高等学校で履修する主要教科・科目の内容を幅広く理解し、高等学校卒業相当の知識を有する者

〔思考力・判断力・表現力等の能力〕

- ① 知識・技能を活用し、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を有する者
- ② 法学・政治学の専門学智、多様な価値観の理解、及び批判的思惟の力を修得できる学習力を有する者
- ③ 変容する国際社会の秩序形成に寄与できる識見及び国際化に起因する諸現象を法的・政治的観点から学術的に深く掘り下げて理解しうる識見を修得できる学習力を有する者

〔目的意識・意欲〕

多様な文化を受容し、異文化交流に貢献することに意欲的な者

2. 選抜方法

国際関係法学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

- (1) 一般選抜(一般入試、英語4技能利用型一般入試、大学入学共通テスト利用入試(前期・後期)、一般・共通テスト併用型入試)
高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。また、一般・共通テスト併用型入試では、合否判定に利用する科目として一般入試から必ず英語を、大学入学共通テストから数学を採用するなど、国際関係法学科において専門知識を修得するための語学力及び数学的思考力を有しているかも併せて評価する。
- (2) 総合型選抜(総合型入試)
総合型入試では、受験者に小論文と面接を課し、出願時の学修計画書等を含めて、受験者の知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協調性を総合的に判定する。
- (3) 学校推薦型選抜(指定校推薦入試、併設高校からの推薦入試)
学校推薦型選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時の志望理由書を含めて、受験者の目的意識・意欲、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。
- (4) その他の選抜(外国人入試、国際入試(帰国生・IB生))
多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人、帰国生及び国際バカロレア資格取得者のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の目的意識・意欲、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。